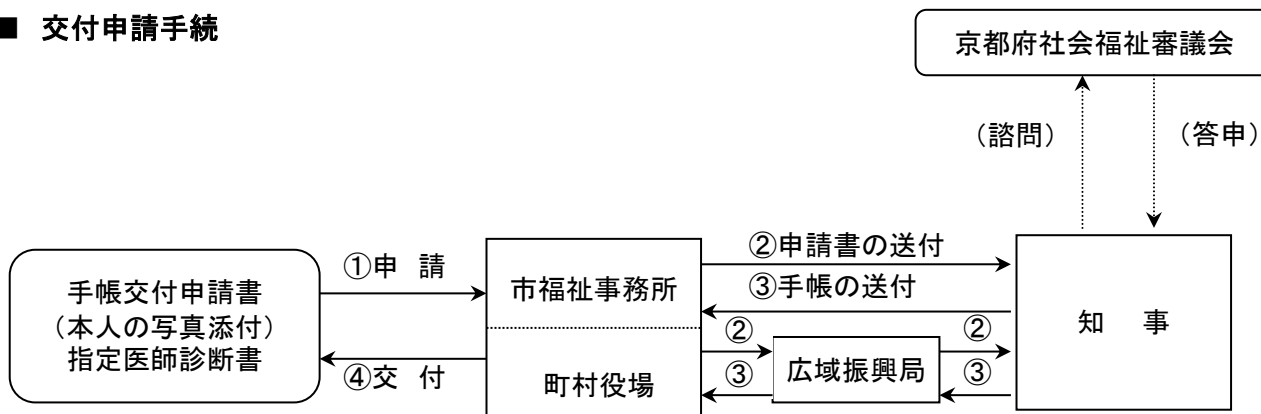


## 6. 手帳の交付

### (1) 身体障害者手帳の交付

補装具、自立支援医療の給付、施設への入所等障害者総合支援法に定める各種の福祉サービスを受ける場合はもちろん、税の減免、旅客鉄道株式会社運賃の割引等の措置は原則身体障害者手帳を所持することが前提とされており、障害の程度によって1級から6級までに区分されています。

#### ■ 交付申請手続



交付申請書・診断書用紙は、市福祉事務所・町村役場にあります。  
また京都府のホームページからもダウンロードできます。

15歳未満の児童については、保護者が代わって申請します。

交付された手帳は、他人に譲渡したり、貸与することはできません。

#### □ 変更・再交付申請手続

等級変更	障害の程度が変わったと思われる方は、指定医師の診断書に写真を添えて申請をしてください。
居住地・氏名変更	転居された場合は、すみやかに新しい居住地の市福祉事務所又は町村役場に「居住地変更届」を提出してください(他の都道府県及び京都市内から転居された場合で、京都府交付の手帳に作り替えを希望されるときには、「写真」も必要です)。氏名を変更された場合は、「氏名変更届」及び「写真」を提出してください。
再交付	手帳を紛失又は破損したときは、写真を添えて再交付の申請をしてください。

- ※「写真」・・・
- 縦4cm、横3cmの大きさと、1年以内に撮影された上半身正面向きのもの。
  - 帽子、色眼鏡、マスク等の顔の判別を困難にするものの着用不可。
  - 脱帽して上半身を写したものの例外として、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で覆うものも可とする。

#### □ 返還

手帳の交付を受けた方が死亡された場合、亡失した手帳が発見された場合又は法律で定められた障害に該当しなくなった場合は、手帳を知事に返還しなければなりません。

<※> 上記(■)の手続き時には、個人番号(マイナンバー)と本人であることを確認できる証明書等の提示をお願いします。

## ● 交付対象者の範囲

身体障害者手帳の交付を受けることができる障害の程度は次のとおりです。

1. 次に掲げる視覚障害で永続するもの
  - ① 両眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)がそれぞれ0.1以下のもの
  - ② 一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの
  - ③ 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
  - ④ 両眼による視野の2分の1以上欠けているもの
2. 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で永続するもの
  - ① 両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの
  - ② 一耳の聴力レベルが90デシベル以上、他耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの
  - ③ 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
  - ④ 平衡機能の著しい障害
3. 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害で永続するもの  
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害
4. 次に掲げる肢体不自由で永続するもの
  - ① 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害
  - ② 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
  - ③ 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
  - ④ 両下肢のすべての指を欠くもの
  - ⑤ 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害
  - ⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、その程度が①から⑤までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害
5. 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

## ● 障害の程度

障害の程度によって1級から7級までに区分されています。なお、7級の障害が一つの場合のみは手帳交付の対象となりません。(20～23頁の身体障害者障害程度等級表参照)

## ● 「身体障害者」に含まれないもの

身体の機能からたとえ社会生活上の不自由があっても、身体障害者福祉法別表に該当しないものや認定基準に定める障害の程度に達していないものについては、身体障害者として認定しません。

(例) ・片眼の失明・夜盲症・低身長症・首が回らない・生殖機能の障害・血液の障害等

## ● 障害認定の時期

1. 身体の障害の認定は「永続する」障害に対して行いますので、障害の程度が一定固定したものであるか、将来とも回復する可能性が極めて少ないものに限ります。
2. 乳幼児に係る障害認定は、障害の種類に応じて、障害の程度を判定することが可能となる年齢（概ね満3歳）以降に行うことが原則です。  
ただし、3歳未満であっても四肢欠損や無眼球など程度や永続性が明確な障害や、医学的・客観的データから判定可能と思われる場合は、その年齢を考慮して妥当と思われる等級を認定します。この場合、治療や訓練を行うことによって将来障害が軽減すると予想されるときは、残存すると予想される障害の限度でその障害を認定して手帳を交付し、必要とあれば適当な時期に診査等により再認定を行います。
3. 遷延性の意識障害を伴う場合は、原疾患についての治療が終了し、医師が医学的・客観的な観点から機能障害が永続すると判断できるような時点（意識障害の原因疾患については積極的治療中から定常的管理へ移行した時点）で障害認定を行います。
4. 脳血管障害に係る障害認定は、ある程度の観察期間（発病後原則として6箇月）経過時点以降に障害認定しますが、近年の診断技術の発達により重度の場合には3箇月程度の比較的早い時期に障害認定することもあります。
5. 一定期間を経過しないと申請ができない障害があります。
  - ◆ ぼうこう・直腸機能障害の「ストマにおける排尿・排便処理が著しく困難な状態」  
…ストマ造設後、6箇月以上経過した日
  - ◆ ぼうこう・直腸機能障害の「高度の排尿・排便機能障害」  
…先天性疾患による場合を除き、障害発生後、6箇月以上経過した日
  - ◆ 小腸大量切除以外の小腸機能障害  
…障害発生後、6箇月以上経過した日